

別表十七（二の二） 付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）若しくは第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人が令和4年改正前の措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）若しくは第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額1」は、適用対象法人（措置法令第39条の13の2第23項（対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する適用対象法人をいいます。以下同じです。）の受取利子等（措置法第66条の5の2第2項第7号に規定する受取利子等をいいます。以下同じです。）の額のうち、国内関連者等（措置法令第39条の13の2第23項に規定する国内関連者等をいいます。以下同じです。）以外の者から受ける額を記載します。
- 3 「公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額5」は、適用対象法人の措置法令第39条の13の2第24項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を記載します。
- 4 「支払利子等の額7」は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（令和2年改正法附則第14条第1項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」といいます。）を除きます。）にあっては適用対象法人の支払利子等（措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいいます。以下同じです。）の額からその適用対象法人が通算法人である場合における他の通算法人に対する支払利子等の額を控除した金額を、同日前に開始した事業年度（旧事業年度を含みます。）にあっては適用対象法人の支払利子等の額からその適用対象法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額を記載します。
- 5 「同上のうち他の通算法人から受ける受取利子等の額15」は、令和4年4月1日前に開始した事業年度（旧事業年度を含みます。）にあっては、「同上のうち連結完全支配関係がある連結法人から受ける受取利子等の額15」として記載します。
- 6 「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額18」は、適用対象法人の国内関連者等が、その適用対象法人のその事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、措置法令第39条の13の2第23項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載します。